

第16章

地域統合

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

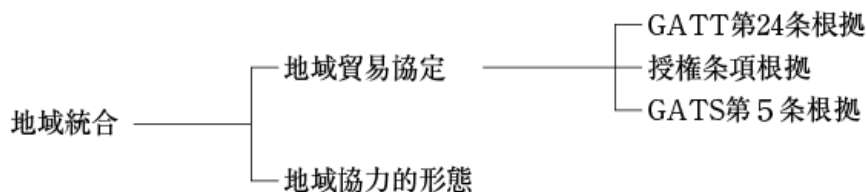
GATT・IMF 体制を中心とする多角的な枠組みは、戦後の世界経済の発展を支えてきた。しかし、1990年代以降、先進国、開発途上国を問わず地域統合は増加・拡大の一途をたどってきており、現在、地域統合内部の域内貿易は、世界貿易の相当の部分占めるようになっている（図表Ⅱ-16-1）。

地域貿易協定（Regional Trade Agreement）は、WTO 協定では、物品の貿易についてはGATT 第24条に基づくもの、及び開発途上国に対する貿易上の特別待遇の根拠となる1979年の締約国団決定（いわゆる「授權条項」：Enabling Clause；第II部第1章「最恵国待遇」参照）に基づくもの、サービスの貿易についてはサービス協定（GATS）第5条に基づくものに分類されている。GATT24条に基づく地域貿易協定は、「関税同盟（Customs Union）」及び「自由貿易地域（Free-Trade Area）＊」、並びにそれらの形成のための「中間協定（Interim Agreement）」の3つの概念に分類される（図表Ⅱ-16-2 参照）。関税同盟と自由貿易地域を比較すると、域内の関税・制限的通商規則（詳細は図表Ⅱ-16-8 参照）を撤廃することにより域内の貿易

を自由化することは両者に共通する点であるが、関税同盟では各締約国が域外から輸入する産品への関税率・通商規則を実質的に同一にするため、対外共通関税を設ける必要があるのに対し、自由貿易地域（FTA¹）では、締約国間の輸出入のみが自由化の対象となるため、そうした必要がない点で異なる

なお、「地域統合」には、WTO 協定で例外として認められている地域貿易協定と、アジア太平洋経済協力（APEC）のような地域協力的形態のものがあり、図式化すると、以下ようになる。本章では、WTO 協定で例外として認められている地域貿易協定を中心に説明する。

WTO 協定で認められている地域貿易協定は、域外に対して障壁を高めないことや、域内での障壁を実質上のすべての貿易で撤廃すること等の一定の要件を満たすことを条件に、最恵国待遇原則の例外として正当化されるものである。地域貿易協定は、域内の貿易の自由化を促進する面があるものの、域外に対して障壁を高めるような場合には貿易の自由化を阻害する。このため、WTO 体制が形骸化されることのないように、GATT 第24条等の適正な運用が行われるべきである。



¹ 「FTA」はFree-Trade Agreement（自由貿易協定）に対する略称としても用いられることがあるが、ここではGATTの条文に基づき自由貿易地域（Free-Trade Area）に対する略称とする。

＜図表 II-16-1＞世界貿易に占める各地域及び主な地域貿易協定の割合（物品分野）

	輸 出				輸 入			
	輸出額（2018年）		増加率（％）		輸入額（2018年）		増加率（％）	
	10億ドル	シェア（％）	2018年	10-18年	10億ドル	シェア（％）	2018年	10-18年
世界	18,919	100.0	10.0	3.0	19,394	100.0	10.2	3.1
北米	2,565	13.6	7.9	3.4	3,561	18.4	8.4	3.6
（米国）	1,664	8.8	7.6	3.3	2,614	13.5	8.5	3.6
中南米	635	3.4	8.2	0.9	645	3.3	11.2	1.2
欧州	7,112	37.6	9.3	2.9	7,151	36.9	9.5	2.4
CIS	640	3.4	23.5	1.0	435	2.2	8.4	0.6
アフリカ	479	2.5	13.6	-1.1	574	3.0	11.1	2.3
中東	1,140	6.0	21.5	2.9	737	3.8	0.9	2.5
アジア	6,349	33.6	8.5	3.9	6,291	32.4	13.3	4.2
（日本）	738	3.9	5.8	-0.5	749	3.9	11.4	1.0
（中国）	2,487	13.1	9.9	5.9	2,136	11.0	15.8	5.5
EU	6,465	34.2	9.4	2.8	6,494	33.5	10.4	2.3
NAFTA	2,565	13.6	7.9	3.4	3,560	18.4	8.4	3.6
メルコスール	352	1.9	8.0	0.1	287	1.5	12.5	-0.8
ASEAN	1,447	7.6	10.0	4.1	1,436	7.4	14.1	5.2

（注）2018年増加率は対2017年比

出所：WTO 事務局編、WTO World Trade Statistical Review 2019 を基に作成

（２）法的規律の概要

①GATT 第 24 条及び GATS 第 5 条に基づく地域貿易協定についての規定

GATT は、第 1 条で最恵国待遇を基本的な原則として規定しており、特定国に対してのみ関税を引き下げることは原則として許容していない。

しかし、物品の貿易については、GATT 第 24 条にお

いて、関税同盟及び自由貿易地域の設定及びそのための中間協定の締結の目的が、域内と域外国との貿易に対する障害を引き上げることではなく、域内の貿易を容易にすることである場合には、貿易自由化の見地から許されるとし、以下の要件に適合することを条件(図表Ⅱ - 16 - 2) に、地域貿易協定を最恵国待遇原則の例外として認めている。

＜図表 II-16-2＞GATT 第 24 条における関税同盟、自由貿易地域、中間協定の要件

(第24条第5項、第8項の要件)		
	第24条第5項	第24条第8項
関税同盟	(a) 域外に対し、関税その他の通商規則が、関税同盟の組織前の関税の全般的な水準及び通商規則より高度なものであるか又は制限的なものであってはならない。	(a) (i) 関税その他の制限的通商規則(11条、12条、13条、14条、15条及び20条を除く)を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。かつ、 (ii) 同盟の各構成国が、実質的に同一の

		関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用する。
自由貿易地域	(b) 域外に対し、関税その他の通商規則が、地域統合前にそれらの構成地域に存在していたものより高度又は制限的であってはならない。	(b) 関税その他の制限的通商規則（11条、12条、13条、14条、15条及び20条を除く）を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。
中間協定	(c) 上記 (a) 又は (b) に加え、妥当な期間内に地域・同盟を完成させるための計画及び日程を含まなければならない。	

（補償的調整）

関税同盟：第24条第5項 (a) の要件を満たすに当たり、譲許税率よりも関税を引き上げる場合には、補償的調整を行う（第24条第6項）。

（締約国団への通報、締約国団による検討）

- ・自由貿易地域、関税同盟又は両者の中間協定に参加することを決定する締約国は、その旨を直ちに締約国団に通報しなければならない（第24条第7項 (a)）。
- ・通報後、締約国団は、中間協定に含まれる計画及び日程をその中間協定の当事国と協議して検討し、適当な場合には勧告を行う（同項 (b)）。

WTO 発足以前は、関税同盟あるいは自由貿易地域の GATT 第 24 条との整合性の問題は、締約国団へ通報された個々の地域貿易協定ごとに設置された作業部会において審査されていた。しかし、第 24 条は、「実質上のすべての貿易」、「その他の制限的通商規則」、「全体として…高度なものであるか又は制限的なものであってはならない」等の曖昧な表現が用いられているため、地域貿易協定の審査は、ほとんどの場合、第 24 条の解釈をめぐる対立し、審査報告書案は両論併記で終わっている。

GATT 第 24 条の解釈は、1957 年署名のヨーロッパ経済共同体 (EEC) を設立したローマ条約に対する審査において問題となるなど、1994 年末までに審査を終了した 69 件の作業部会のうち、整合性の問題につきコンセンサスに達することができたのはわずか 6 件という状況であった。また、ほとんどすべての地域貿易協定の審査において GATT 第 24 条との整合性につき意見が対立したにもかかわらず、地域貿易協定の特恵措置が GATT 第 24 条で正当化されるかについてパネルで争われたのは 3 件しかなく、パネル報告も未採択である（な

お、WTO 体制となってから地域貿易協定に関する上級委員会報告が出されているが、これらの報告書は GATT 第 24 条の核心部分について明示的な判断を下したわけではなく、第 24 条の解釈を明確化することの意義は失われていない）。

ウルグアイ・ラウンド交渉では、第 24 条の解釈を困難としている不明確な要件をなくすための討議が行われた。その結果、第 24 条第 5 項 (a) に規定する「関税の全般的水準」に関する要件については、「GATT 第 24 条の解釈に関する了解」において、EU が用いてきた算術平均ではなく、貿易量を加味した加重平均を用いることが明記された。しかし、第 24 条第 8 項に規定する「実質上のすべての貿易」に関する要件については、主要産品を除くことは認められない旨の提案がなされたが合意に至らなかったため、以下のような限られた改善しか行われなかった（図表 II - 16 - 3）。なお、更に、サービス分野については、GATS 第 5 条に GATT 第 24 条と同様の表現を加えることとなった（図表 II - 16 - 4）。

<図表 II-16-3>GATT 第 24 条の明確化のための解釈了解等

(a) 1994年のGATT第24条の解釈に関する了解

- ・ GATT第24条第5項 (a) にいう関税同盟の「関税の全般的な水準及び通商規則」における関税の計算方法には、貿易量を加味した加重平均関税率を用いる (パラグラフ2)。
- ・ GATT第24条第5項 (c) にいう中間協定における地域統合の完成までの「妥当な期間」は、原則10年以内とする (パラグラフ3)。
- ・ 関税同盟の構成国が譲許関税率を超えて関税を引き上げる場合には、関税譲許の修正等を行う前にGATT第28条 (譲許表の修正についての手続き) に基づき交渉を開始する (パラグラフ4)。
- ・ 関税同盟の設立の結果として、関税率の削減の利益を得る加盟国は、関税同盟の構成国に対し補償的調整 (いわゆる「逆補償」) をする義務はない (パラグラフ6)。
- ・ 物品理事会は、地域統合の創設、構成国の増加等に関する作業部会の事実認定の報告に基づいて適当な場合には勧告を行う (パラグラフ7)。

(b) アンチ・ダンピング協定第4条第3項

二以上の国が GATT 第 24 条第 8 項 (a) の規定により、単一の統一された市場としての性格を有する統合の水準に達した場合には、統合された全地域における産業は、アンチ・ダンピング協定の適用上、一つの国内産業とみなされる。

(c) 補助金協定第16条第4項

アンチ・ダンピング協定と同様に規定。

(d) セーフガード協定第2条第1項脚注

本協定のいかなる規定も、GATT 第 19 条と第 24 条第 8 項との関係についての解釈に予断を与えるものではない。

(e) 原産地規則協定附属書 II

一般特惠関税と並び、地域貿易協定における特惠関税についても、以下のようなことを確保。

- ・ 特惠原産地規則が適用される場合において満たされるべき要件を明確に定めること (パラグラフ3 (a) (i))。
- ・ 特惠原産地規則は積極的な基準を基礎としなければならないこと (パラグラフ3 (b))。
- ・ 特惠原産地規則に関する法律等をGATT第10条第1項 (貿易規則の公表) に従って公表すること (パラグラフ3 (c))。
- ・ 特惠原産地規則を遡及的に適用してはならないこと (パラグラフ3 (e))。

<図表 II-16-4>GATS 第 5 条 (経済統合)

サービス分野における経済統合には、GATS 第 5 条の規律がかかり、特に以下 3 つの要件が重要である (注)。

- (1) 相当な範囲の分野を対象としていること (GATS第5条1 (a))
- (2) いずれのモードも予め排除していないこと (GATS第5条1 (a) への注釈)
- (3) 実質的にすべての差別が合理的期間内に撤廃されること (GATS第5条1 (b))

上記 (1) の「相当な範囲の分野」の内容及び (3) の合理的期間の長さについては、明確な定義はなく、今後の議論が待たれる。

なお、これらの要件に関しては、開発途上国に対する例外として、その国の発展の水準に応じて弾力的に適用することが規定されている (GATS 第 5 条 3 (a))。また、開発途上国間の協定においては、域内で設立された企業であっても第三国に支配されているものは差別な待遇を認める旨の規定がある (GATS 第 5 条 3 (b))。これは、第三国に支配されていても域内で設立された企業であれば差別できない旨の規定 (GATS 第 5 条 6) に対する例外であり、ウルグアイ・ラウンド時にメルコスール (MERCOSUR) の制度を維

持するために挿入された規定とされている。

GATS 第5条2は、上記(3)の要件(実質上のすべての差別)の評価に際し、当該サービス自由化協定の、関係国間での貿易の自由化との関係を考慮できる旨規定しており、FTAで物品の自由化をする場合は、サービスの自由化の要件を緩和できるという方向に働く規定である。なお、物品やサービス分野の自由化範囲等は、WTOのRTA委員会において審査されることになる。

(注) サービスの地域貿易協定に関するその他の要件として、次のものがある。

- ・協定外の加盟国に対して、それぞれの分野におけるサービス貿易に対する障壁の一般的水準を当該協定発効前の水準から引き上げるものであってはならない(第4項)。
- ・逆補償を求めている(第8項)。

(なお、約束表については第III部第2章「サービス貿易」を参照)

また、2001年11月に開催されたドーハ閣僚会議で採択された閣僚宣言において、地域貿易協定に適用されるWTOの規律及び手続の明確化及び改善を目指して交渉することが合意された。手続の明確化については合意に至り、2006年12月14日の一般理事会において、地域貿易協定透明性メカニズムが採択され(詳しくは、③(b)参照)、ドーハ宣言パラグラフ47の「アーリーハーベスト」として暫定的に適用されている(なお、運用開始1年後にその運用を踏まえてシステムを見直し、恒久的なメカニズムにすることが予定されていたが、審査実績が十分に蓄積されていないことから、見直しは見送られている)。今後、地域貿易協定が達成すべき自由化水準などの明確化についての議論が残されている。

なお、我が国にとって最初の地域貿易協定である日シンガポールEPAでは、2002年11月の発効当初、日本からシンガポールへの輸出額の100%、シンガポールからの日本の輸入額の約94%、両国間の輸入総額(往復貿易額)の約98%の製品について、協定発効後10年以内に関税撤廃されることとなっていた。その後、2006年6月からの見直し交渉の結果、2007年1月、日本側は一部の石油・石油化学製品や一部の熱帯産品などを関税撤廃の対象に拡大する内容で大筋合意に達し

た。なお、シンガポール側は金融サービスに係る特定約束を改善することを約束した。

その他、これまでの我が国の二国間地域貿易協定の自由化水準は次のとおりである(図表II-16-5参照)。

2015年1月に発効した日豪EPAでは、2013年の貿易額において、日本から豪州への輸出額の99%以上、豪州からの日本の輸入額の約94%、往復貿易額の約95%の製品について、協定発効後10年以内に関税撤廃されることになっている。また、2016年6月に発効した日モンゴルEPAでは、2012年貿易額において、日本からモンゴルへの輸出額の約96%、モンゴルからの日本の輸入額の100%、往復貿易額の約96%の製品について、協定発効後10年以内に関税撤廃されることになっている。

以上のとおり、これまでの我が国の経済連携協定では、10年以内に貿易額の90%以上の自由化水準を達成している。

他国の例については、WTO地域貿易協定委員会(CRTA)での地域貿易協定審査における文書等によると、各地域貿易協定の関税撤廃率は次のようになっている(一部、開発途上国間の地域貿易協定における関税撤廃率を含む)(図表II-16-6参照)。

<図表 II-16-5>我が国の発効済み地域貿易協定(二国間のもの)の自由化水準^{※1}

	発効年月	10年以内の自由化率(貿易額ベース)			
		日本側 (%)	相手国側 (%)	往復 (%)	計算に使用した貿易データ
シンガポール	2002年11月	94.7	100	約99	2005年
メキシコ	2005年4月	86.8	98.4	約96	2002年

	発効年月	10年以内の自由化率（貿易額ベース）			
		日本側 (%)	相手国側 (%)	往復 (%)	計算に使用した貿易データ
マレーシア	2006年7月	94.1	99.3	約97	2004年（日）、2003年（マレーシア）
チリ	2007年9月	90.5	99.8	約92	2005年
タイ	2007年11月	91.6	97.4	約95	2004年（日）、2003年（タイ）
ブルネイ	2008年7月	99.99	99.9	約99.9	2005年
インドネシア	2008年7月	93.2	89.7※2	約92	2004年5月～2005年4月
フィリピン	2008年12月	91.6	96.6	約94	2003年
スイス	2009年9月	99.3	99.7	約99	2006年
ベトナム	2009年10月	94.9	87.7	約92	2006年
インド	2011年8月	97.5	90.3	約94	2006年
ペルー	2012年3月	99.7	99.9	約99.8	2008年
豪州	2015年1月	93.7	99.8	約95	2013年
モンゴル	2016年6月	100	96.1	約96	2012年

※1 日米貿易協定については第Ⅲ部参照

※2 鉄鋼の特定用途免税分を含めると、実質96%前後

＜図表 II-16-6＞第三国同士の主な地域貿易協定の自由化水準（WTO 事務局がまとめた事実報告書ベース）

協 定	発 効 年	自由化率（%）（貿易額ベース）※1		最終撤廃期限
韓国－チリ	2004年4月	韓国	99.9	2020年
		チリ	96.2	2017年
米国－豪州	2005年1月	米国	98.8	2023年
		豪州	100	2015年
タイ－豪州	2005年1月	タイ	100	2025年
		豪州	100	2015年
インド－シンガポール	2005年8月	インド	75.3	2009年
		シンガポール	100	2006年
韓国－シンガポール	2006年3月	韓国	90.8	2016年
		シンガポール	100	2006年
環太平洋経済連携協定（P4）	2006年5月※2	ブルネイ	99.3	2015年
		チリ	100	2017年

協 定	発 効 年	自由化率 (%) (貿易額ベース) ※1		最終撤廃期限
		ニュージーランド	100	2015年
		シンガポール	100	2006年
チリー―中国	2006年10月	チリ	96.9	2015年
		中国	99.1	2015年
エジプト―トルコ	2007年3月	エジプト	95.0	2020年
		トルコ	83.7	2007年
パキスタン―中国	2007年7月	パキスタン	44.4	2010年
		中国	30.3	2010年
中国―ニュージーランド	2008年10月	中国	88.0	2019年
		ニュージーランド	100	2016年
米国―ペルー	2009年2月	米国	100	2025年
		ペルー	100	2025年
EU―韓国	2011年7月	EU	99.9	2031年
		韓国	99.9	2031年
ペルー―韓国	2011年8月	ペルー	100	2027年
		韓国	100	2026年
米国―韓国	2012年3月	米国	100	2026年
		韓国	98.9	2031年
豪州―マレーシア	2013年1月	豪州	100	2013年
		マレーシア	99.0	2026年
韓国―トルコ	2013年5月	韓国	99.3	2023年
		トルコ	99.9	2023年
中国―スイス	2014年7月	中国	88.7	2028年
		スイス	99.8	2014年
豪州―韓国	2014年12月	豪州	100	2021年
		韓国	95.2	2033年
豪州―中国	2015年12月	豪州	100	2019年
		中国	95.1	2029年
中国―韓国	2015年12月	中国	85.8	2034年
		韓国	90.5	2034年

協 定	発 効 年	自由化率 (%) (貿易額ベース) ※1		最終撤廃期限
韓国—コロンビア	2016年7月	韓国	99.8	2035年
		コロンビア	97.1	2035年

※1 自由化率算出にあたって使用されている貿易データ（基準年）は協定の発効年等によって異なる

※2 ブルネイは 2006 年 7 月発効、チリは 2006 年 11 月発効

出所：WTO 事務局がまとめた地域貿易協定の事実報告書（Factual Presentation）を基に作成

米国が締結した FTA を見ると、NAFTA（1994 年発効）では、域内貿易額の 99%以上の製品について、協定発効から 10 年以内に関税撤廃することとなった。米豪 FTA（2005 年発効）では、豪州側はすべての品目について関税撤廃を行うものの、米国側は農産品に除外品目を有しており、全体として品目数ベースで約 98%、往復貿易額の約 99.9%の関税撤廃率となった。また、米韓 FTA（2012 年発効）では、全体として品目数ベースで約 99%の関税が 10 年以内に撤廃されることとなった。

カナダ—チリ協定（1997 年発効）では、チリからのカナダの輸入額の 100%、カナダからのチリの輸入額の 88.5%、往復貿易額の 93.4%の製品について、協定発効後 10 年以内に関税撤廃することとなった。チリ側の関税撤廃率が低い、10 年超の関税撤廃期間を定めており（最長 18 年）、それを含めるとチリ側の関税撤廃率は 99.5%となる。また、韓国チリ協定（2004 年発効）においては、韓国からのチリの輸入額の 77.3%、チリからの韓国の輸入額の 99.9%の製品について、協定発効から 10 年以内に関税撤廃することとなった。この場合もチリ側の関税撤廃率が低い、協定発効から 13 年以内で考えると、チリ側の関税撤廃率は 96.2%となる。

メルコスール（1995 年発効）は、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラの 6 か国による関税同盟であり、授權条項を根拠としている。原則として域内関税を撤廃したもの、砂糖等各国ごとに除外品目を認めており、域内の関税撤廃率は貿易額ベースで約 95%となった。

韓国—コロンビア協定（2016 年発効）では、コロンビアからの韓国の輸入額の 99.8%（協定発効後 20 年以内では 100%）、韓国からのコロンビアの輸入額の 97.1%（協定発効後 20 年以内では 100%）について、協定発効後 10 年以内に関税が撤廃されることとなった。

南部アフリカ開発共同体（SADC）（2000 年発効）は、南部アフリカ 13 か国により構成された FTA であり、2015 年までの域内の関税撤廃率は貿易額ベースで約 91%となった（アンゴラ、コンゴ民主共和国を除く）。

ヨーロッパにおいては、EU においては（関税同盟 1968 年発足）すべての品目について関税を撤廃しており、EU メキシコ協定（2000 年発効）では往復貿易額の 97.1%の製品について、EU チリ協定（2003 年発効）では往復貿易額の 97.1%の製品について、また、韓 EU・FTA（2011 年発効）では往復貿易額の 99.8%の製品について、協定発効から 10 年以内に関税を撤廃することとなった。

韓国—トルコ協定（2013 年発効）では、トルコからの韓国の輸入額の 99.3%、韓国からのトルコの輸入額の 99.9%について、協定発効後 10 年以内に関税が撤廃されることとなった。

アジアにおける取組を見ると、AFTA（ASEAN Free Trade Area）（1992 年発効）では、2010 年 1 月に、共通有効特惠関税（CEPT）協定に基づき、ASEAN 原加盟国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）では、品目数ベースで 99.65%の品目の関税が撤廃され、新規加盟国である CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）では、全品目のうち 98.96%の関税が撤廃された。また、2010 年 5 月には、CEPT 協定の他、これまでの ASEAN 内での決定を整理・統合した文書として、ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）が発効された。

中国 ASEAN 協定（2003 年発効）では、最終税率を 0～50%までに引き下げるセンシティブトラック品目が設けられ、中国及び ASEAN 原加盟国に対しては、HS6 桁の品目数で 400 品目以内及び輸入額の 10%以内、CLMV は HS6 桁の品目数で 500 品目以内の上限があるため、この分を差し引くと、少なくとも品目数ベースでの最終的な関税撤廃率は 90%を超える。

韓国 ASEAN 協定（2007 年発効（タイを除く））にお

いても、関税引き下げや関税率維持の対象となるセンシティブトラック品目が設けられ、韓国及びASEAN 原加盟国に対しては、輸入額及び品目数ベースで10%以内、CLMV に対しては、品目数ベースで10%以内(且つ、ベトナムに対しては輸入額ベースで25%以内)の上限があるため、この分を差し引くと、少なくとも品目数ベースでの最終的な関税撤廃率は90%を超える。

中国—韓国協定(2015年発効)では、韓国からの中国の輸入額の約91%、中国からの韓国の輸入額の約92%について、協定発効後20年以内に関税撤廃することとなった。

豪州—ニュージーランド協定(1983年発効)、シンガポール—ニュージーランド協定(2001年発効)では、すべての品目につき10年以内の関税撤廃が約束された。豪州—タイ協定(2005年発効)では、タイからの豪州の全輸入品、豪州からのタイの輸入額及び品目の99%(協定発効後20年以内ではすべての品目)について、協定発効後10年以内に関税を撤廃し、ニュージーランド—タイ協定(2005年発効)では、タイからのニュージーランドの全輸入品、ニュージーランドからのタイの輸入額の70%及び品目の99%(協定発効後20年以内ではすべての品目)について、協定発効後10年以内に関税を撤廃しており、豪州やニュージーランドは100%という高いレベルの関税撤廃率を達成している。また、豪州—韓国協定(2014年発効)では、豪州からの韓国の輸入額の95.2%(協定発効後20年以内では99%以上)、韓国からの豪州の輸入額の100%について、協定発効後10年以内に関税撤廃することとなった。豪州—中国協定(2015年発効)では、豪州からの中国の輸入額については、協定発効と同時に約86%、2019年1月には約94%、協定発効後15年以内に約96%の関税を撤廃し、中国からの豪州の輸入額については

協定発効後10年以内に100%の関税を撤廃することとなった。

②開発途上国間の地域貿易協定の扱いについて

開発途上国間の地域貿易協定については、開発途上国に対する貿易上の特別待遇の根拠となる1979年の締約国団決定(いわゆる「授権条項」:Enabling Clause)において特則が合意されており、これは1994年のGATTの一部を構成するものとなっている。授権条項は、以下のような要件に適合することを条件(図表II-16-7)に、開発途上国間の関税・非関税障壁の削減・撤廃を目指す地域貿易協定を、GATT第1条(最恵国待遇)の例外として認めている(パラグラフ2(c))。

この授権条項はGATT第24条との関係につき何等言及していないため、授権条項による開発途上国間の地域貿易協定とGATT第24条との関係について、以下の三通りの考え方のうち、いずれを採用すべきか不明確である。

- (a) 授権条項は、開発途上国の輸出力増大・経済発展のために決定されたものであり、開発途上国間の地域貿易協定は、授権条項によって判断する。
- (b) 授権条項は、本来、部分的・非包括的な協定を扱うものであり、また、措置を講ずる加盟国に対して一定の通報義務と協議義務を課しているに過ぎず、本格的な地域貿易協定を扱うものとしては不十分である。本格的な地域貿易協定については、あくまでも、GATT第24条によって判断する。
- (c) 開発途上国間の地域貿易協定については、GATT第24条と授権条項の両方を勘案して判断する。

<図表 II-16-7>授権条項における要件

(要件)

- ・開発途上国の貿易を容易にし、かつ促進するように及び他の締約国の貿易に対して障害又は不当な困難をもたらさないように策定されなければならない(パラグラフ3(a))。
- ・関税その他の貿易制限を、最恵国待遇の原則に基づいて軽減し又は撤廃することに対する障害となってはならない(パラグラフ3(b))。

(締約国団への通報、協議)

- ・締約国団に対する通報及び情報提供(パラグラフ4(a))。
- ・利害関係を有する締約国の要請があった場合には、速やかに協議を行うための適当な機会を与えること(パラグラフ4(b))

このため、授權条項に基づき通報された地域貿易協定は、追加的な問題を引き起こしている。本問題については、1992 年 3 月に通報されたメルコスールの審査方法に関連して GATT の中で初めて検討された。ここでは、メルコスールを GATT 第 24 条の下で通報すること及びその審査のための作業部会を GATT 理事会に設置することを要求する国があったが、検討の結果、理事会ではなく「貿易及び開発に関する委員会（CTD：Committee on Trade and Development）」の下で審査を行うこと及びその付託事項（授權条項及び GATT 第 24 条に照らし審査し、その結果を締約国団に報告するとともに、理事会にその写しを送付すること）につきコンセンサスが得られた。なお、後述する CRTA が 1996 年 2 月に新設されたことに伴い、審査は同委員会を実施されている。また、AFTA に関しても同様の議論が行われたが、いまだコンセンサスが得られておらず、CTD への通報のみが行われている。

2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言を受け、CRTA での審査手続の明確化など、地域貿易協定の透明性向上を目指した議論が、ルール交渉部会において進められ、前述のように、2006 年 12 月 14 日に行われた一般理事会において、地域貿易協定の審査手続を明確化した透明性メカニズムが採択された（詳しくは、③ (b) 参照）。これにより、授權条項根拠の地域貿易協定も本透明性メカニズムの対象となること、審査の場は CRTA ではなく CTD とするが、他の案件と一緒に審査するのではなく、専ら地域貿易協定を審査するための会合（dedicated session）として開催することが決定した。

③地域貿易協定委員会（CRTA）における検討—規則及び手続の改善—

地域貿易協定の増大に従い、既存の地域貿易協定の定期通報の審査負担が増加することが予想される。このため、審査の効率化を目的とする単一の委員会による審査体制への移行が合意され、1996 年 2 月の一般理事会で地域統合についての専門委員会として「地域貿易協定委員会（CRTA：Committee on Regional Trade Agreements）」が設置された。CRTA では、従来、物品理事会、サービス理事会及び CTD の下で、地域貿易協定ごとに設置された個別作業部会が行っていた審査を統一的に実施し、審査の効率化を図ること等のほかに、地域統合が多角的貿易体制に与える影響の分析等を検討することが合意された。具体的には、(a) 通報された地域貿易協定※の審査、(b) 既存の地域貿易協定の

実施状況の報告システムの検討、(c) 審査手続の改善策の検討、(d) 多国間貿易体制に対し地域貿易協定が持つシステミックな問題及び両者の関係の検討等が付託事項となった。

なお、上記のうち (a) を除く事項については、2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言で新ラウンドの交渉事項となり、ルール交渉部会で議論が行われている。

※通報された地域貿易協定の概要と審査状況については WTO のウェブサイトで公開されている。

(http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm[2020 年 1 月 28 日最終アクセス])

(a) 地域貿易協定の審査

WTO のまとめによると、2020 年 1 月 28 日時点で発効済みの協定に対応する 483 件の通報（うち、GATT 第 24 条に基づく通報は 264、授權条項に基づく通報は 58、GATS 第 5 条に基づく通報は 161）（注：同一協定であっても、GATT や授權条項、GATS に基づき別々に通報されたもの、及び既存協定への新規加盟に伴い通報されたものはそれぞれ 1 件としてカウントしている）がなされているが、事実審査は進んでいるものの、結果として CRTA 設置後は、審査報告書は 1 つも採択されていない（参考：CRTA 設置以前における審査報告書の採択数は 19、報告のない RTA は 8）。なお、審査報告書案はすべて両論併記の内容となっている。また、2006 年 12 月 14 日の透明性メカニズム採択後は事務局が作成する事実報告書を検討する形をとっている（事実報告書（Factual Presentation）保留中：6、事実報告書作成中：68、事実報告書作成済み：311）。更に、透明性メカニズム採択前に事実審査を終えていた RTA については事実概要を作成している（事実概要（Factual Abstract）作成済み：71）。

(b) 新規の地域貿易協定の審査手続の改善策の検討

新規の地域貿易協定審査において、数年分の未審査案件が溜まっていることや提供情報が不十分である等の問題を解決し審査手続を改善するため、情報提供の標準フォーマット及び審査手続がルール交渉部会で検討されてきた。2006 年 12 月 14 日に行われた一般理事会において、透明性メカニズムが採択され、これにより地域貿易協定の審査手続が明確化された。ドーハ宣言パラグラフ 47 の「アーリーハーベスト」として暫定的に適用されている（なお、運用開始 1 年後にその運

用を踏まえてシステムを見直し、恒久的なメカニズムにすることが予定されていたが、審査実績が十分に蓄積されていないことから、見直しは見送られている。透明性メカニズムの概要は以下の通りである。

1. 地域貿易協定の WTO 事務局への通報は、一般に発効前に行う。
2. 地域貿易協定の審査は通報から 1 年以内に終える。
3. 透明性メカニズムの実施については、CRTA は GATT 第 24 条及び GATS 第 5 条に基づく RTA に関して、CTD は授權条項根拠の RTA に関して実施する。ただし、CTD は、透明性メカニズムの機能を達成するために、専ら地域貿易協定を検討するための会合（dedicated session）として開催する。
4. 地域貿易協定当事国は必要なデータを WTO 事務局に提出し、WTO 事務局が事実報告書を作成する（従来は、ほとんどの審査報告書が当事国によって作成されている）。
5. 一般に、各々の RTA の検討のため一回の公式会合を行う。
6. 書類及び会合議事録は各国に配布され、WTO 事務局ウェブサイトでも公開される。

また、次の点も明確化された。

- ・地域貿易協定交渉を開始したことを WTO に通報する努力義務
- ・署名された地域貿易協定の署名日、発効日を、発効前に WTO に通報する義務
- ・WTO に情報提供すべき内容の明確化（地域貿易協定

税率、実行税率等）

- ・情報提供を通報から 10 週間以内（開発途上国間地域貿易協定の場合は 20 週間以内）に行う義務

（c）既存の地域貿易協定の実施状況の報告を改善するための検討

地域貿易協定の実施状況に関する報告については、透明性メカニズムにおいて、以下の手続に従って行われることが合意された。

1. 地域貿易協定の運用変更は、変更後速やかに通報する。
2. 実施期間終了時に自由化約束の達成度について簡潔な報告書（a short written report）を提出する。
3. 要求に応じ、WTO は上記 1、2 の内容についての意見交換の機会を提供する。
4. 上記 1、2 の内容は WTO ウェブサイトで公開する。WTO 事務局は概要を加盟国へ定期的に配布する。

（d）地域貿易協定に対する実体的規律の検討

ルール交渉部会では、地域貿易協定に対する WTO の実体的規律の明確化を目指した議論も進められている。「実質上のすべての貿易」の基準、移行期間、「他の制限的通商規則」の概念等（GATT 第 24 条 8 項）が主な論点となっている（図表 II - 16 - 8）。我が国としても、地域貿易協定が WTO のマルチの貿易体制をむしろむことがないよう、高い規律を目指して議論に参加している。

<図表 II-16-8>地域貿易協定に対する WTO の実体的規律についての GATT における主要な論点

①第24条第5項「その他の通商規則の全般的な水準」

第 24 条第 5 項は、関税及びその他の通商規則は域外に対する障壁を引き上げてはならないと規定しているが、障壁が上昇したか否かの評価方法については解釈が分かれている。関税の全般的な水準については「貿易量を加味した加重平均」を用いることが合意されたが、「その他の通商規則の全般的な水準」に関する判断方法をどうすべきかが論点となっている。

②第 24 条第 4 項と第 5～9 項との関係

第 24 条第 4 項は、関税同盟、自由貿易地域の目的が域内の貿易を自由化することであり、域内と他国との貿易に対する障壁を引き上げることのないことを認めると規定。また、第 24 条第 5～9 項は、関税同盟及び自由貿易地域が GATT 上認められるために、その関税及びその他の通商規則が満たすべき要件、GATT 上必要な手続、関税同盟及び自由貿易地域の定義等を規定している。

このため、第 4 項はそれに続く第 5～9 項によりその具体的内容を規定されており、4 項自体は判断基準ではない（即ち第 5～9 項の要件を満たせば自動的に第 4 項を満たしている）という解釈に基づいて、関税同盟形成に伴って域外国に対して個々の措置ごとにみると新たに障壁が設けられたとしても、第 5 項（a）の「全体として」保護の水準が上昇していなければ、第 4 項でいう域外との障壁を引き上げたこと

にはならないという EU 等の意見と、第 4 項それ自体も判断基準とする域外国との意見が対立している。

③第 24 条第 8 項「実質上のすべての貿易」

第 24 条第 8 項は、地域統合による域内自由化の対象は「実質上のすべての貿易」と規定しているが、何をもって「実質上のすべて」とするかについての合意された基準はなく、貿易額をベースとした基準を主張する意見と、品目数をベースとした基準を主張する意見とが存在し、更に、主要セクターが自由化されていない等を問題視した質的基準についても検討すべきことが提案されている。

④第 24 条第 8 項と他の WTO 協定との関係

GATT 第 24 条第 8 項において、撤廃すべき制限的通商規則の例外として、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 20 条が列挙されているにもかかわらず、第 19 条（セーフガード）及び第 6 条（アンチ・ダンピング）が挙げられていないため、ウルグアイ・ラウンド交渉による WTO 義務の拡大や新たな関税同盟の成立等の際に議論された。

具体的には、地域貿易協定の拡大に際して、従前の構成国で行われていた措置（セーフガード、アンチ・ダンピング、輸入制限）を新たな構成国に自動的に拡大すること、また、域内国を除外して域外国のみに対して措置を発動することが、第 24 条第 5 項に違反しないか、第 24 条第 8 項で正当化されるか否かが論点となっている。

（３）経済的視点及び意義

貿易や投資などに与える地域統合の経済効果は、貿易自由化が最恵国待遇の原則に基づいて実施されず、締結国間で特惠的に行われるため、一般的な貿易や投資の自由化の経済効果よりも複雑な要素が絡む。以下では、地域統合の代表的な経済効果について、①域内国に与える効果、②域外国に与える効果、③生産性に与える効果、④直接投資に与える効果に分類しつつ整理する。

①域内国に与える効果

域内の貿易障壁の削減に伴い、輸入国の消費者は輸入していた同じ財・サービスを従来よりも安く消費することができ（貿易創出効果）、一方、輸出国の生産者は輸出の拡大による利益を得ることができるため、域内国の経済厚生は上昇する。また、安価な財・サービスの流入や外資系企業の参入により国内市場の競争が促進され、財・サービスの価格の更なる低下や、製品の差別化が進行しより多くの種類の財・サービスが市場に供給されるようになる（競争促進効果）。

他方、地域統合においては貿易障壁撤廃の対象国が域内のみに限定されるため、従来、域外から輸入していた財・サービスの一部は域内国からの輸入に転換される場合、生産性の高い域外国からの輸入が生産性の低い域内国からの輸入に代替されることにより（貿易

転換効果）、域内国の経済厚生を下げる方向に働く。生産性が高い域外国からの輸入品が域内市場から排除されることは、かえって域内の競争を阻害するおそれがある。

また、締結国が独自に域外関税を設定する地域貿易協定においては、域外関税率が相対的に低い国を通じた域内他国への迂回輸出を防ぐ目的で、輸入品の原産地を特定する原産地規則を設定する必要性が生じる。生産者は必要な原産地規則を満たし特惠的な貿易自由化のメリットを享受するために、域外生産や中間財の調達よりもコストが高くても域内生産や中間財の域内調達を増加させるかもしれない。その場合、地域統合は中間財市場や企業の直接投資行動にも歪みを生じる。さらに、原産地規則を満たすコストが大きいと、輸出者が特惠的な関税率を利用せずに自由化前の関税率を賦課されたまま輸出を行うため、貿易自由化によるメリットは限定されたものになってしまう。

このように地域統合は貿易創出効果と貿易転換効果を通じて域内国の経済厚生に相反する二つの影響を与え、また原産地規則の負担により有利な低関税を利用する輸出者が限られたものになるか、あるいは関税引き下げの効果を相殺する費用が生じてしまうおそれがある。

②域外国に与える効果

地域貿易協定の締結は、締結国間の貿易を活発化さ

せ、自由化の対象ではない非締結国との貿易の重要度を相対的に下げる。すなわち、非締結国に対する絶対的な貿易障壁が変わらなくても、相対的には上昇する。その結果、非締結国の締結国に対する交易条件（＝輸出価格／輸入価格）が悪化するおそれがある。こうした交易条件効果は国家間の所得分配を変化させ、非締結国の経済厚生を犠牲にしつつ締結国に利益をもたらす。すなわち、地域貿易協定の締結は、締結国に対し貿易障壁を下げる政策である一方、非締結国に対し貿易障壁を残存させる差別的な措置であるが故に非締結国に対する負の効果を伴う面がある。

非締結国との貿易量の減少と交易条件の変化による利益の移転は域外税率が一定に保たれた場合でも生じるため、既存の地域貿易協定に参加出来ない場合、非締結国は関税の引き上げの代わりに対抗的な地域貿易協定を締結することで、既存の地域貿易協定に参加出来ないことに伴う損失を回復する可能性もある。地域貿易協定の締結が、締結間の経済関係の緊密化と非締結国との経済関係の希薄化を進め、それにより非締結国と新たな貿易自由化を行う誘因を下げってしまうことへの懸念も指摘されている。

③生産性に与える効果

地域貿易協定の締結は生産性を変化させることを通じて、域内国と域外国に追加的な経済効果をもたらす。まず、貿易自由化による貿易障壁の削減は、輸出機会を増大させ生産規模を拡大させることを通じて、規模の経済を実現し生産性を上昇させる効果がある。同様に輸出の拡大や域内市場における競争の促進は、生産者の費用削減努力や研究開発努力の誘因を増加させることにより、生産性を上昇させる。生産性の上昇は域内国の経済成長率を上昇させる要因であり、域内国に利益をもたらす。また、域内の市場規模の拡大は域外国からの輸入の増加につながり、域外国の利益にもなるとともに、貿易転換効果の懸念を減らすことにより域内国の利益にもつながる。

また、財やサービスの輸出や輸入中間財を用いた生産を行う国際化企業は、そうでない非国際化企業と比較して生産性などの企業パフォーマンスが高い傾向にあることが知られている。貿易自由化により貿易の機会が増し国内市場の競争が高まると、資源の再配分が生じて、生産性の低い非国際化企業から高い国際化企業へ資本や労働者などの生産要素が移動し、生産量も同様にシフトしていく。結果的に、貿易自由化は生産

性の高い国際化企業の規模を拡大し、生産性の低い非国際化企業の規模を縮小させることを通じて、産業全体としての生産性を向上させる（産業内資源再配分効果）。さらに、生産性の高い国際化企業は、売上げの増加によって、より一層研究開発投資の原資を得ることができ、研究開発を活発化することができるようになることも期待される。

こうした貿易自由化による生産性の向上は、地域貿易協定に限定される効果ではないが、特に市場規模の大きい国が締結相手国である場合、地域貿易協定による特惠的な自由化が大きな生産性向上効果をもたらすことが期待される。

④直接投資に与える効果

地域貿易協定の締結は、企業の直接投資パターンにも影響を与える。すでに域外国の企業が現地市場に供給するための工場をA国とB国にそれぞれ設立していた場合、地域貿易協定が締結されると、1つの工場がA、B両国に供給する輸出基地（Export-Platform）の役割を果たすことができるため、2つの工場を1つに整理統合することができる（海外直接投資統合効果）。これにより、域外国には工場を1つ閉鎖したことによるコスト節約、域内国には価格下落による消費者への利益がもたらされ、域内国及び域外国の両方とも地域貿易協定によるメリットを享受できる。

他方、原産地規則の要求が厳しくなると、生産コストの比較的高い企業が域内に新規に工場を設立する一方、効率的な生産ネットワークを構築していた企業が競争激化によって現地工場を閉鎖してしまう可能性も指摘されている（直接投資転換効果）。

＜地域経済統合の経済的評価＞

上記のような各効果等が域内国及び域外国へどのような影響を与えるかは、地域統合の協定内容、加盟国の市場規模、所得水準、技術水準、産業構造等によって異なる。

一般に地域経済協定の締結は締結国間の貿易を活発化させ、非締結国との貿易の重要度を相対的に下げる。換言すれば、対外障壁が絶対的に高まらなくても、相対的に高まることによって、域外国からの輸入が域内国からの輸入に対して競争上不利な立場に置かれがちであることは否めない。

しかし、域内国の貿易に与える効果、生産性に与える効果や直接投資に与える効果によって域内国の実質

所得が上昇する場合、域外国との貿易増加も期待できるほか、域内国産業の生産性の向上によって対外競争力が強化されれば、将来的に域外国との貿易を自由化することへの反対圧力も緩和されて、世界的な貿易自由化に対してもプラスの影響を持つと期待することができる。

趨勢を見ると、GATT/WTO による多国間ベースでの関税引き下げ努力により、地域統合の関税面での域外差別性は減少しているが、一方で、各種の域外差別的な規定、政策が新たに導入され、域外国が不利益を被る例が見られる。具体的には、一部協定において、

GATT/WTO の原則及び関連規定に反すると思われるものには以下のような例がある。

- (a) 特定商品につき所定の条件を満たせば相互に関税をかけない旨を規定する一方で、域外からの域内への企業の新規参入を認めない。
- (b) 地域貿易協定締結や地域協力的形態への参加に伴って域外国に対する関税を実質的に引き上げる。

このような事例が地域統合の組成に際して繰り返されることは問題である。域外国が地域統合に伴う利益を享受し、実質的な対外障壁の緩和を促進するルールに基づき統合が進められることが必要である。

2. 主要ケース

地域統合に関するものとして、以下のような案件が WTO の紛争解決手続に持ち込まれているが、GATT 第 24 条との整合性については必ずしも明確化されていない。

(1) トルコ - 数量制限の導入 (DS34)

トルコは、EU-トルコ関税同盟の締結にあたり、EU が従来から行ってきた繊維に関する残存する多角的繊維取極 (MFA 規制) の実効性を保つことを目的として、EU が数量制限を行ってきた品目と同様の品目について 1996 年 1 月 1 日より一方的に新たな数量制限を導入した。本案件では、トルコの措置について、WTO 以前から残っていた措置以外には経過的セーフガードを除く新規の輸入制限措置の導入の禁止を定めた繊維協定第 2 条のみならず、GATT 第 11 条 (数量制限の一般的禁止) への違反が認められた。他方、トルコの措置は、GATT 第 24 条第 5 項 (a) (関税同盟の組織前の通商規則より高度なものであるか又は制限的なものであってはならない) により正当化されるとの主張は認められなかった。

この結論を導くに当たり、上級委員会 は GATT 第 24 条により GATT の他の条文と整合的でない措置が正当化される余地を認めたが、その抗弁が認められるためには、①当該関税同盟が GATT 第 24 条第 5 項 (a) 及び第 8 項 (a) の要件を完全に満たすものであること並びに②問題となっている措置を導入しなければ関税同盟の形成それ自体が阻害されることについて、措置を導

入する加盟国が立証しなければならないとした。

(2) EU - バナナの輸入制限 (DS27)

1989 年 12 月当時、EU は ACP 諸国 (アフリカ・カリブ海・太平洋諸国) との間で、加盟国と旧植民地国間の特恵措置を定める第 4 次ロメ協定を締結し (期間 10 年)、これに基づきバナナの輸入に関して ACP 諸国を優遇していた。

市場統合前の EU のバナナ輸入制度は、ACP 諸国からの輸入に対してはロメ協定に基づいて従価 20% の関税適用を免除した無税による輸入を認めており、更に EU 加盟国が輸入数量制限措置を行っていた。これに対して、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びベネズエラの要請によって 1993 年 2 月にパネルが設置され、同年 6 月パネル報告書が出された。その中では、EU 加盟国の輸入数量制限措置が GATT 第 11 条第 1 項 (数量制限の一般的禁止) 違反であるほか、ACP 諸国に対するバナナの特恵措置が GATT 第 1 条違反であり、GATT 第 24 条で正当化されないとされた。しかし、EU はこのパネル報告書の採択に応じなかった。

また EU は、1993 年 1 月の市場統合に伴い、バナナ輸入の共通制度として、従来の各加盟国が行ってきた輸入数量制限の代わりに関税割当制度を導入し、また関税も従価税を従量税に変更することを決定した (理事会規則 404/93) (同年 7 月施行)。

これに対し、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びベネズエラの 5 か国が GATT 第 1 条、

第2条、第3条、第11条等の違反を主張した。なお、EU加盟国のドイツも当該規則がGATT違反であると主張して、EU理事会を相手としてEU司法裁判所に同規則の取消を求めたが(Case C-280/93)、GATTの直接効果が否定され、その主張は認められなかった。

当事者間協議では合意に至らなかったため、1993年6月にパネルが設置された。パネルは、1994年2月に報告書を取りまとめ、①従価税から従量税への変更は、GATT第2条第1項(譲許税率より不利でない税率の適用)違反、②関税割当の数量枠の配分及び税率における差別は、ACP諸国産バナナの販売を優遇するものであり、GATT第1条(最恵国待遇)違反とし、③GATT第1条違反は自由貿易地域等を理由としてGATT第24条により正当化されないとした。

GATT第24条によりACP諸国へのバナナの特恵措置が正当化されるか否かについては、パネルは、ロメ協定がEUのみ貿易障壁を撤廃する義務を負い、ACP諸国は何ら義務を負わないことに着目し、一部の構成地域だけが制限的通商規則を廃止する非相互的協定はGATT第24条の自由貿易協定に該当しないと判断した。したがって、EUがこれまでも主張してきた、GATT第4部(貿易及び開発)の規定により先進国が開発途上国に対し一方的に貿易障壁を廃止し開発途上国に自由化の義務がない協定であっても第24条の要件を満たすとする解釈は、一般特恵制度にウェーバーが設けられたこと及び授權条項が合意された事実を考慮して採用されなかった。

本パネル報告書は、1994年3月以来、採択のため理事会に付されていたが、EUはその採択に応じないままGATTが1995年末で終了したため、本パネル報告書は採択されることがなくなった。この間、EU及びACP諸国は第4次ロメ協定に関しGATT第1条第1項(最恵国待遇)についてのウェーバー(義務の免除)を申請し、1994年12月のGATT総会においてその取得が認められた。

なお、EUはウルグアイ・ラウンド交渉の中で、パネル提訴の取り下げと引換えにバナナの関税割当について増枠のオファーを行い、グアテマラを除く4か国との間で合意に達した。このうちコロンビア、コスタリカへの割当については、1995年1月1日から同合意内容に即して実施されている。

その後、ウェーバー取得後のEUの新たなバナナ輸入制度についても、1996年5月に米国、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ及びエクアドルの申立てによ

りGATT第1条(最恵国待遇)及び第13条(数量制限の無差別適用)等の違反を理由としてパネルが設置され、1997年4月にパネル報告が、9月に上級委報告がそれぞれ配付され、同月のDSB会合において採択された(本パネル報告書及び上級委員会報告書の内容については第II部第1章「最恵国待遇」、勧告の実施を巡る米・EU間の争いについては第II部第15章「一方的措置」を参照)。

なお、EUに輸入されるバナナの関税については、2011年3月、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びベネズエラを含む11か国とEUとの間でバナナの取引に関するジュネーブ協定が締結され、段階的に関税の引き下げが実施された。また、理事会規則404/93は、2013年に理事会規則1308/2013に統合されている。

(3) ブラジル - 再生タイヤの輸入に関する措置 (DS332)

ブラジルは、再生タイヤの輸入禁止措置、輸入禁止に伴う罰則金制度及びメルコスール諸国に対する同措置の適用除外を導入した。これを受け、EUは、同措置がGATT第1条第1項(最恵国待遇)、第3条第4項(内国民待遇)、第11条第1項(数量制限の一般的禁止)、第13条第1項(数量制限の無差別適用)に違反するとして申立てを実施した。これに対し、ブラジルは、同措置はGATT第20条(b)及び(d)(一般的例外)、第24条(関税同盟及び自由貿易地域)によって正当化される旨主張した。

二国間協議では合意に至らなかったため、2006年1月にパネルが設置された。パネルは、2007年6月に報告書を取りまとめ、ブラジルの措置はGATT第11条第1項への該当性を一部認めたものの、ブラジル国内裁判所による仮差し止め命令に基づく中古タイヤ輸入が著しい量である点は「偽装された貿易制限」でありGATT第11条違反を認定し、GATT第20条(b)及び(d)で正当化されないとした。また、メルコスール除外のGATT第1条・第13条違反については、訴訟経済の行使により、GATT第24条で正当化されないとした。さらに、上級委員会は、GATT第20条柱書の判断については差別の理由・合理性に基づいて行うべきであるとして、パネルが採用した数量基準を否定したが、GATT第20条の下で正当化されないという結論は支持する内容の報告書を2007年12月に取りまとめ、同月、DSB

会合において採択された。

(4) ペルー - 特定農産品への追加輸入関税 (DS457)

ペルーは、国際価格の変動の中和を目的とした「価格幅システム (Price Range System, PRS)」に基づき、米、砂糖、とうもろこし、牛乳といった農産品の輸入において、追加課徴金を賦課した。2013 年 4 月、グアテマラは、同措置が農業協定第 4 条 2 項 (市場アクセス)、GATT 第 2 条 1 項 (b) (譲許表) 等に違反するとしてペルーとの協議要請し、同年 7 月にパネルが設置された。

2014 年 11 月、パネルは報告書が公表され、PRS に基づく追加課徴金は可変輸入課徴金あるいはこれに類する国境措置であり、農業協定第 4 条 2 項に違反するとした。さらに、ペルーの譲許表には、PRS に基づくその他の租税や課徴金についての記載がなく、本件措置は GATT 第 2 条 1 項 (b) に違反するとした。

これに対し、ペルー、グアテマラの双方が上訴した。上級委員会は、農業協定第 4 条 2 項及び GATT 第 2 条 1 項 (b) に違反するとのパネルの判定を支持したものの、本件措置は最低輸入価格、または最低輸入価格に類する国境措置に該当しないとするパネル判断は覆した (そのうえで、判断を完遂できるかも検討されたが、できないとした。)。検討の過程で、上級委員会はトルコ数量制限事件 (DS34) における GATT 第 24 条の解釈を再確認している。2015 年 7 月、上級委員会報告書は公表され、同月、DSB 会合において採択された。